

『「Rp.+ レシピプラス」特別編集 調剤報酬 2018-19 改定点フォーカスガイド
薬学管理からのアプローチ』正誤表

いつも小社出版物をご利用いただき誠にありがとうございます。
当該書籍に以下の誤りがございました。
深くお詫びするとともにここに訂正いたします。

■58 ページ 見出し

【誤】	単一建物診療患者 1 人	650 単位
	単一建物診療患者 2～9 人	320 単位
	それ以外	290 単位
【正】	単一建物診療患者 1 人	507 (607)*単位
	単一建物診療患者 2～9 人	376 (476)*単位
	それ以外	344 (444)*単位

***：特別な薬剤の場合は+100 単位.**

■59 ページ 表 1

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数					
種類	項目									
31	1223	薬剤師居宅療養Ⅱ 1	(一)単一建物居住者が 1 人の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者 以外の場合(月 4 回限度)	507					
34		予防薬剤師居宅療養Ⅱ 1			特別な薬剤の場合	607				
31	1224	薬剤師居宅療養Ⅱ 1・特薬			がん末期の患者・中心静脈栄養患者の 場合(月 8 回限度)	特別な薬剤の場合	607			
34		予防薬剤師居宅療養Ⅱ 1・特薬				特別な薬剤の場合	607			
31	1255	薬剤師居宅療養Ⅱ 2				(二)単一建物居住者が 2 人以上 9 人以下の 場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者 以外の場合(月 4 回限度)	507		
34		予防薬剤師居宅療養Ⅱ 2						特別な薬剤の場合	607	
31	1256	薬剤師居宅療養Ⅱ 2・特薬		がん末期の患者・中心静脈栄養患者 の場合(月 8 回限度)				特別な薬剤の場合	607	
34		予防薬剤師居宅療養Ⅱ 2・特薬						特別な薬剤の場合	607	
31	1225	薬剤師居宅療養Ⅱ 3			(三)(一)・(二)以外の 場合			がん末期の患者・中心静脈栄養患者 以外の場合(月 4 回限度)	376	
34		予防薬剤師居宅療養Ⅱ 3							特別な薬剤の場合	476
31	1226	薬剤師居宅療養Ⅱ 3・特薬					がん末期の患者・中心静脈栄養患者 の場合(月 8 回限度)		特別な薬剤の場合	476
34		予防薬剤師居宅療養Ⅱ 3・特薬							特別な薬剤の場合	476
31	1253	薬剤師居宅療養Ⅱ 4	(三)(一)・(二)以外の 場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者 の場合(月 8 回限度)					376	
34		予防薬剤師居宅療養Ⅱ 4							特別な薬剤の場合	476
31	1254	薬剤師居宅療養Ⅱ 4・特薬						がん末期の患者・中心静脈栄養患者 以外の場合(月 4 回限度)	特別な薬剤の場合	476
34		予防薬剤師居宅療養Ⅱ 4・特薬							特別な薬剤の場合	476
31	1273	薬剤師居宅療養Ⅱ 5				(三)(一)・(二)以外の 場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者 以外の場合(月 4 回限度)		344	
34		予防薬剤師居宅療養Ⅱ 5							特別な薬剤の場合	444
31	1274	薬剤師居宅療養Ⅱ 5・特薬		がん末期の患者・中心静脈栄養患者 の場合(月 8 回限度)					特別な薬剤の場合	444
34		予防薬剤師居宅療養Ⅱ 5・特薬							特別な薬剤の場合	444
31	1275	薬剤師居宅療養Ⅱ 6			特別地域居宅療養管理指導加算			がん末期の患者・中心静脈栄養患者 の場合(月 8 回限度)	344	
34		予防薬剤師居宅療養Ⅱ 6							特別な薬剤の場合	444
31	1276	薬剤師居宅療養Ⅱ 6・特薬					特別地域介護予防居宅療養管理指導加算		特別な薬剤の場合	444
34		予防薬剤師居宅療養Ⅱ 6・特薬							特別な薬剤の場合	444
31	8000	特別地域居宅療養管理指導加算	特別地域居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15%加算						
34		予防特別地域居宅療養管理指導加算							特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	
31	8100	居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算						
34		予防居宅療養小規模事業所加算								
31	8110	居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算						
34		予防居宅療養中山間地域等提供加算								

■61 ページ 見出し

- 【誤】 中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算 所定単位の 15%
【正】 中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算 所定単位の 5%

■64 ページ 下から 3 行目

【誤】

小規模事業所であるかどうかは、居宅療養管理指導については前年度（3 月を除く）または直近 3 ヶ月の平均延べ取扱件数が 1 月に 50 回以下かどうか表 1 を用いて判断します。

【正】

小規模事業所であるかどうかは、表 1 を用いて判断します。前年度（3 月を除く）または直近 3 ヶ月の平均延べ取扱件数において、居宅療養管理指導費では 1 月に 50 回以下か、予防介護居宅療養管理指導費では 1 月に 5 回以下かどうかを基準として判断します。

2019 年 1 月現在